

平成 28 年度(2016 年度) 第 2 回
吹田市地域包括支援センター運営協議会記録(概要)

1 日時 平成 28 年 11 月 22 日(火)
午後 2 時から 4 時まで

2 場所 吹田市立千里山コミュニティセンター 多目的ホール

3 出席者

(1)委員 13 名

豊岡 建治 (吹田市医師会会 長)	三木 秀治 (吹田市歯科医師会 副会長)	大森 万峰子 (吹田市薬剤師会副 会長)	渡邊 達雄 (吹田市民生・児童 委員協議会会長)
林 茂 (吹田市自治会連合 協議会理事)	栞田 智代 (吹田市社会福祉協 議会副会長)	中谷 恵子 (吹田市ボランティア 連絡会会長)	山本 清美 (大阪介護支援専門 員協会吹田支部長)
三輪 真由美 (吹田市介護保険事 業所連絡会訪問看 護部会員)	宇野 由紀子 (公募委員)	長澤 弘一郎 (公募委員)	西澤 嘉江子 (公募委員)
山本 真弓 (公募委員)			

欠席委員 3 名 齊藤弥生(大阪大学大学院人間科学研究科教授)

門田繁夫(大阪府吹田保健所地域保健課長)

上田節子(吹田市介護保険事業者連絡会居宅介護支援事業者部会員)

(2)事務局…市職員及び委託型地域包括支援センター職員

後藤福祉部長	今峰高齢福祉室長	高崎高齢福祉室 総括参事	横井総合福祉会館長
秋山内本町地域保健 福祉センター所長	村上亥の子谷地域 保健福祉センター所 長	杉野千里ニュータウ ン地域保健福祉セン ター所長	岡本福祉指導監査室 参事
西澤高齢福祉室 参事	小林高齢福祉室 参事	柴野総合福祉会館 館長代理	西辻内本町地域保健 福祉センター所長代 理

林内本町地域保健福祉センター 主幹	北川亥の子谷地域 保健福祉センター所 長代理	鮫島亥の子谷地域 保健福祉センター主 幹	武田千里ニュータウ ン地域保健福祉セン ター所長代理
浅井高齢福祉室主幹	重光高齢福祉室主 幹	伊藤高齢福祉室主 幹	紙谷高齢福祉室主幹
村本亥の子谷地域保 健福祉センター主査	並田福祉指導監査 室主査	続高齢福祉室主査	平井高齢福祉室主査
井上吹三・東地域包括 支援センター長	川口岸部地域包括 支援センター長	橋本豊津・江坂地域 包括支援センター長	中村千里山東・佐井 寺地域包括支援セン ター長
石本千里山西地域包 括支援センター長	奥村山田地域包括 支援センター長	龍神千里丘地域包 括支援センター長	高橋佐竹台・高野台 地域包括支援センタ ー長
川崎古江台・青山台地 域包括支援センター長	青木津雲台・藤白台 地域包括支援センタ ー長		

(3) 傍聴なし

4 内容

- (1) 福祉部長あいさつ
- (2) 委員紹介
- (3) 会長あいさつ
- (4) 副会長あいさつ
- (5) 案件
 - ア 地域包括支援センターの運営について
 - イ 介護保険制度改正への対応状況について
 - ウ 地域密着型サービスの指定等について
 - エ その他

5 議事(会議要旨)

- (1) 福祉部長あいさつ
- (2) 委員紹介(今年度初めて出席の委員を紹介。)
- (3) 会長あいさつ
- (4) 副会長あいさつ
- (5) 案件

ア 吹田市地域包括支援センター運営について 事務局より説明

【資料1】報告

会長

ありがとうございました。委員の方々にはどの場面からでも結構ですので、御意見、御質問をお願いいたします。どこからでも結構です。

委員

私から2点お伺いしたいと思います。1ページの二次予防事業対象者把握事業について、確か実施方法を変更したため決算額が減少したという説明がありましたが、どんなことを変更されたのかということをお伺いしたいというのが1点です。次に3ページ、中段あたりに「支出内訳」というのがありまして、直営型の地域包括支援センター(以下、「包括センター」という。)1センターあたりの平均ということで人件費が3,100万、事務費が25万になると書いてあります。一方、4ページの委託型の包括センターのことで、1センター当たり人件費が1,450万円、事務費が410万円ですね。直営から委託にするということでは、財政的な経費節減という効果が表れているのかどうか、また1センター当たりより職員1人当たりの状況がどうなっているのか、わかればお知らせいただきたい。以上です。

会長

ありがとうございました。では、一つ目から事務局の方、お願いします。

事務局

1点目の二次予防事業対象者把握事業の実施方法の変更について説明をさせていただきます。平成26年度までは医療機関にて実施される検診と一緒に介護予防事業アンケートを実施しておりまして、二次予防事業の対象となった場合は心電図検査等実施していただきました。国の実施要綱が変更になりまして、それに合わせて27年度からは介護予防事業アンケートのみを、郵送にて二次予防事業対象者を把握するという方法に変えたため、この差異が出ております。以上でございます。

会長

よろしいでしょうか。医療機関での委託が終了したというのが理由ですということでした。今の事に関して追加して聞きたいことはございませんでしょうか。大丈夫でしょうか。そうしましたら2点目ですね、お願いします。

事務局

直営型の人件費、委託型の人件費につきまして御質問をいただきましたので御説明させていただきます。包括センターの業務としては直営から委託にできるだけ切り替えさせていただいており、平成27年度からの介護保険の改正に伴う、市として新たに構築していくべき事業、たとえば、日常生活支援総合事業等につきまして市として注力させていただいております。直営型から委託型へ変更する際の人件費の考え方なんですけれども、市の職員は包括センターの職員とはいえ、その他、市の任意事業であるとか他の事業につきましても携わっており、センターの職員としての位置づけではあります。業務としては多岐にわたっております。委

託型包括センターの業務が限定されているということではないのですが、他市の委託型センターの人件費や委託料の決算の状況を勘案させていただきまして市として委託料を決めてまいりました。

会長

もう一度、委員にマイクを。

委員

御説明ありましたけれども、コスト的には同じようなものなのか、それともやっぱり委託型になったから下がったのだろうか、というそれを聞きたいんです。

事務局

結果といたしましては、直営で運営していくと、職員の年齢にもよりますが人件費としてはどうしても高くなってまいります。財政的な効果としましては、委託にさせていただくことで結果として費用は下がっております。以上です。

会長

ありがとうございます。委託型の人件費というのは、この額だけで仕事をしているというわけではないのでしょうか。その辺は把握されているんですね。

事務局

市として委託料は定額でございます。ただ、それぞれ受託していただいています法人独自の人事給与基準がございます。御報告いただいている人件費は実際にお支払されている金額をご報告いただいています。

会長

ありがとうございます。人件費そのものが給与を表しているということですが。

事務局

先ほどアウトソーシングによる効果、財政的なことで御質問いただいたのですが、委託を法人にお願いさせていただく目的としてはもちろん財政的なこともございますけれども、民間で地域で介護保険の事業等に取り組んで頂いていた法人さん、あるいはそこでお仕事をしております職員さん方の経験、地域との関係は、市が直営でやる以上の成果をもたらしております。その部分を踏まえまして民間の方に委託をさせて頂いておりますので、財政的なことのみでアウトソーシングを進めているということではありません。そのあたり御理解をいただきたいと思っております。

会長

ありがとうございます。今の事に関しまして他に引き続き何かございますか。この会議には地域包括支援センターが公正中立に運営されているかどうかを監視するという目的がございますが、給与が少なければ働かないかもしれない、たくさんもらったら働くかもしれないということはなく、公正中立でよろしいですね。

事務局

3 ページと 4 ページにある 1 包括センターあたりの経費については、直営と委託では元にな

っている内容が単純比較にはならない部分がございます。それを説明しますと、3 ページの方の直営の方は①歳入と書いております人件費と言うのは実際に市が包括センターに配置している職員に支出した人件費として②の方にあがっています。これは市の一般会計あるいは保険料から 100%手当がされる形なので直営の収支はゼロになっています。直営の方についてはここにあげている人件費をそれぞれの包括センターに配置している職員に市が負担をしている、人件費等々分として委託料の総額は 9,412 万でございます。市は 9,412 万と言う委託料をお支払しているんですけども、この収入以外に委託包括へは介護報酬が入りますので、市の委託料はその分は減額できるのではないかという指摘で委託料の額が決まったという経過もでございます。多くの人を雇われている包括センターもありますが、全額を市の委託料が見るということにはなっていないことが一点ございます。その辺の細かいことを抜きましても、1 包括センター当たりの運営のコストだけを見たときに、市が直営でやる場合と民間の法人にお任せをする場合とで、どちらが安いのか高いのかと言うと直営型包括センターの方が高額になることには間違いないと思いますけれども、諸々積算で言うと性格の違う数字が並んでいるということだけ御理解いただけたらと思います。市の方へももちろん介護報酬は入ってきますが、それが市の直営型包括センターの職員の給料にプラスということにはなっていません。市の財布に別途入ることになっております。

委員

収入と支出のバランスも委託型包括センターが素晴らしいということでもないのか、どうですか。

事務局

アウトソースを進めるのは、民間の法人の市とは違う見方も含めたノウハウを広く活用させていただきたい、実際委託を進める中できちっと実績をあげてきてくださっているということも踏まえながら、元々は直営型でスタートしたところを、今後委託を更に増やしていこうという考えにはなっています。それは民間の力を活かすことに加え、どんどん高齢者が増えることを踏まえ、先ほど担当も申し上げた通り介護予防であるとか介護保険の費用の分析をして、この先安定的に財政を成り立たせていくのかという、市の職員で責任を持ってやるべきところに十分な人の配置をしてくためにも、民間にできるところは委託を進めていきたい、というのが考え方の基本になっています。直営型包括センターの方の運営費の方が高額なのは確かです。

会長

ありがとうございます。最後に良ければ委託型の地域包括支援センターのどなたかが、ただ今の問題に関して簡単に意見を言って頂ければいいのですが。事務局の高崎さんが代弁していただけるとのことですので、お願いします。

事務局

体制としては 3 職種をベースにお仕事をしていただいています。お電話してもみなさん訪問に出払っておられ、事務所にいらっしゃらないという包括センターもありますし、高齢者人口も増加すると共に課題を抱えた高齢者が増えているという点では、委託型の包括センターには

御負担をおかけしていると感じております。具体的に人員配置を検討して望む声も聞いておりますので、関係部局と協議をしているところでございます。十分ではございませんが少し代弁させていただきました。

会長

そうしましたら色々と検討していただきますよう、よろしく申し上げます。

委員

私の方から2点お伺いしたいと思います。17 ページの高齢者虐待に関わる御説明の中で、虐待者との関係で、夫、それから息子というような男性介護者の方が虐待者となる場合が多いという男性介護者のしんどさが原因となるという関係性がある中で、男性介護者をサポートする事業だとか何か方策はお持ちなんでしょうか。もう1点は最後に御報告をいただきました認知症対策の件です。23,24 ページでご説明いただきましたが、24 ページの徘徊高齢者 SOS ネットワーク事業については、登録いただいている事業所はあくまで民間事業者のみなんでしょうか。公的な施設は含まれていないのでしょうか。と申しますのは、認知症サポーター養成講座を図書館だとか公的なところでも行っているというご説明をいただいたので、認知症サポーターが増えていらっしゃるのなら高齢者が立ち寄り可能性の高い図書館や公民館などにも SOS の事業所が広がればいいのになと、個人的には思ったものですから。

会長

非常に貴重なご質問ですが、毎年の統計は何に使われているのか。1 番目の男性介護者に対するテーマは何かかでしょうか。

事務局

虐待の要因として介護に慣れていない 男性介護が問題になっているということですが、それを解消するために地域ケア会議の岸部地区におきましては男性介護者の会と言うことで、個別に料理教室などを開催しております。他の地域については今後地域課題を抽出した上で検討していきたいと思っております。以上でございます。

会長

ただ今片山・岸部地区の取り組みを言われましたが、他の市や地方で何か別の形での男性介護者への啓発というのがありますか。

事務局

そういった把握はしておりません。

会長

他の方でも結構ですが。

事務局

片山・岸部の地域ケア会議をきっかけに、事例検討のなかで男性介護者の支援が必要だということで、地域の高齢者を支えておられる様々な職種の方が集まって調理教室を始めました。地域の特別養護老人ホーム等が組織を作りまして男性介護者を支えるための会を立ち上げて下さっています。他市におかれましても男性介護者を支える会、男性だけでなく介護者を支え

る支援グループが立ち上がっているというのは把握しております。以上でございます。

会長

このことに関して追加の御質問ございますか。

委員

ありがとうございます。行政でないとできないことがあるかと思うんです。片山岸部地区では事業所さんが中心になって男性介護者を支援する会を作られたと言うのは伝え聞いているんですが、行政が側面から支えていくのは大事なお仕事かと思うので、その辺は一つよろしく願いいたします。

会長

この問題の最後ですが、吹田市さんの方から吹田市に本社のある企業さんへ要介護者を抱えている社員さんの中に介護休業の取得を勧めていくというような、そういう呼びかけの仕方と言うのは今後ありますでしょうか。

事務局

雇用主の方への働きかけでしょうか。介護に特化しての雇用者側への働きかけというのをしたことは、これまでおそらく吹田ではないと思います。男女の共同参画というようなところで介護だけに特化したことではないんですが、男性の地域や家庭での責任が果たせるような、ライフワークバランスのようなことに取り組んでおります。ひょっとしたら対企業ということでいくとあるかもしれませんが、その辺の動きがあったら参考にさせていただきたいと思います。国の方でも介護離職というような事態をなるべく抑制するような動きもあります。スキルとかの面で言いますと十数年前にはショートステイではなくて、福祉事業として特養で介護が必要なお年寄りをお預かりし介護者の方も一緒にそこに行って介護の姿を学びましょうという制度があったんですが、私の知る限り利用者はありませんでした。介護をする側がスキルをあげましょうというのは負担が大きく、それよりショートステイを利用し、高齢者を預かってもらいその間休息したいということが一般的で、まったくニーズがなく、廃止になった経過があります。そろそろ自分の親の介護が心配になってきたアクティブシニア層といいますが、女性だけでなく、退職されてすぐらしいの男性にも、介護についての知識やスキルを学んで頂けるような講座のようなものを生涯学習や男女共同参画で何か取り組んでもらえたら、現在にはその辺にはニーズがあるのかなと思います。ニーズとマッチした形でどういうことをすれば、男性も含めた介護をされる方が楽になっていくのか、色んな観点から検討していきたいなと思っています。

会長

ありがとうございました。それでは二つ目の SOS に関しましてどうぞ。

事務局

24 ページの徘徊 SOS ネットワーク事業につきましては、民間の事業者さんとの連携体制ということで位置づけをしておりますので、こちらの中には公的な機関というのは含まれておりませんが、搜索依頼があった場合には包括センターには FAX が届くようになっていきますのと、水道や消防の方にも養成講座をさせていただき、搜索の依頼があった時点で気にかけていただ

くというのに加え、日ごろから日々の業務の中で気になる方については包括センターに連絡してほしいということをお願いしております。

会長

公的な機関も積極的にかかわっているということですね。それをお聞きしたかったんですが。

事務局

搜索依頼があつて、という場合だけではなくて、日々の業務の中で気になる方については包括センターに御連絡いただくということをお願いしております。

会長

それでは、委員さん、他に何かありませんか。

副会長

SOS の連携は市をまたがっても可能でしょうか。吹田市から摂津市に徘徊された場合など。

事務局

現在のところ、豊中から依頼があつた分を吹田で発信したり、吹田の事例を他市へ発信したりということはしておりません。

委員

先ほどから専門的な用語が飛び交う中で言いづらいのですが、認知症になっても吹田市で住み続けるという、それを大きなテーマに吹田市の方からの呼びかけに賛同しまして何もわからないままに認知症サロンを立ち上げました。サポーターさんの協力で何とか半年を迎えることができました、この 11 月にも開催させていただきます。悩みとしては会場なんですね。会場設定する場合に、高齢者の方が足回りも良くて安全でということになりますと、吹田市からチラシ等の協力はいただいておりますが、お助けいただきたいと思います。会場ですが、公民館の空きを待つとか民間の介護事業所さんの御好意に甘えて休業日に貸していただくというのが現状なんですね。全国的な展開で素晴らしい施策だし、私たちも協力したいと思いますが、もう少し手厚い、何らかのバックアップをいただけたらありがたいと思います。サポーターさんがほとんどを占める中で 100 円の出資で何とか頑張っている苦しい現状です。それは期待できないでしょうか。

会長

ありがとうございました。ただいまのご質問は次の資料 2 の介護保険制度改正で行う地域支援事業の中での話に入っていくような気がしますので次の説明があつた中で必ず回答していただきたいと思います。

委員

p12 の事例⑩の中に金銭管理が適切に行われていないとありますけれども、他市でも民生委員の方が金銭などを貸出ししていると聞いたことがあります。市が把握できないまま、住民同士でお金を立替えたりとかが一般に行われているのかなと思っているんですが、市の方ではどのくらい把握し、また、こういうことは、紙に金額を書いてやりとりはされていないと思うので、そ

ういった時には返していただけないのかなとか思って読んでいたのですが、その辺はどうなんでしょうか、市として何か把握はされているのでしょうか。

会長

どなたがお答えになって頂けるのでしょうか。お金のことですが、最終的な解決について教えていただけたらありがたいですが。

事務局

事例⑩は山田包括センターの事例でして、お答えさせていただきますと、民生委員さんなどから聞き取りをさせていただいたら、お金や食べ物に困っているという相談を地域住民から受けることが多いとのことで、民生委員も地域住民の一人でもあるので、どうしたものかという相談があったんです。金銭管理が適切に行われていないというところで、最初成年後見制度や社協の日常生活自立支援事業の説明もふまえて、御家族にお話ししようかと思ったのですが、運よくこのケースは高齢者御本人様の弟様とつながってしかも弟さんから金銭管理を支援するというお答えをいただいたのでお金のことについては無事解決して、民生委員さんの方にはその旨報告させていただきました。

委員

やはり住民の中では立替などもされているのかな、と思ったもので聞かせていただきました。

委員

民生・児童委員という立場から簡単に御説明します。過去にそういう事例は現実にはありましたが、民生委員としては、お金の貸し借りをすることはありません。こういう緊急の困った時の貸付とか社会福祉協議会とかですね、小口の貸し出しとかありますので、具体的な事例があればそういうことで対応するという統一見解を出していますので御理解頂きたいと思えます。

会長

ありがとうございました。それでは資料 1 の話は終わらせていただいて資料 2 の報告をお願いします。

【資料 2】報告

会長

ありがとうございました。ただいまの改正に対してのご説明ですが、委員の中から御質問ございますか、どうぞ。わかりにくいことがありましたら、高齢者の状態のわけ方、3 つほどありますね。今あまり使いませんが、一つ目が要介護高齢者、それと現在は特定高齢者という名前がよく使われていますね、それが二つ目ですね。三つ目が一般高齢者となります。この高齢者を三つに分けて誰がどこでどうするのかということになるが、その辺は御理解いただいていますでしょうか。

事務局

平成 28 年度の総合事業が始まるまでということで、今年度いっぱいまでは、一つ目の分類

は認定を受けている方、二つ目は特定高齢者と言って介護に至らないように予防が必要な方、三つ目は元気な方という区分をさせていただいていたんですけど、来年の4月、総合事業が始まりますとその垣根を取り払って、一般介護予防事業につきましてはどなたでも利用していただけるように事業を組み直していく予定です。介護保険については介護認定を受けていただいたうえで、要介護の方が利用できるサービスは決まっております。要支援1・2相当の方が利用できるサービスというも、次年度からは市町村事業になり、サポート事業という名称で組み直していく予定です。一般介護予防事業につきましては、65歳以上のどなたでも利用していただけますが、実際問題、例えばはつらつ教室には送迎がありませんので、自力で通っていただける方になってくるとは思います。利用者としての線引きは今後は取り払っていきます。

会長

よろしいでしょうか。来年4月から全くガラッと体制が変わるのですがよろしいですか。今までの要支援1と2の方を選別するのは来年の4月から、どなたがどんな風にやって納得させられるのでしょうか。その辺はもう決まっているのでしょうか。介護認定には出さないようですが。お答えできれば簡単で結構です。

事務局

来年度4月からも要支援1・2の認定自体は残ります。希望すれば認定を受けて頂くことはできますけれども、要支援1・2の認定を受けなくても、簡易の基本チェックリストを実施することでサービスを利用していただくことができるようになります。簡易の基本チェックリストを実施する実施者につきましては地域包括支援センターの職員が実施をしております。以上です。

会長

ありがとうございます。その基本チェックリストはホームページでもう公表されているんですね。

事務局

ホームページではまだ公表はしておりません。

会長

要介護認定審査会で要支援1・2というふうを受けてもかまわないんだけど、それ以外でも要支援1.2を基本チェックリストでやるのでしょうか、二重の決め方になるという解釈でよろしいんですかね。

事務局

ちょっと補足いたしますと、資料2の(1)、アの①の介護予防・生活支援サービスが、今要支援1の方が利用している介護保険サービスのうち、市町村の新しい制度に移行する訪問介護と通所介護の2種類のみのことです。この2種類だけを利用するのであれば原則的には基本チェックリストという簡単な方法で、利用ができるようになります、というのが新しい点です。それ以外のサービス、歩行器を借りるとかショートステイを使うとか、そういうものは今まで通り保険の方に残りますので、そちらを利用するためには今まで通り要支援の認定手続きが必要です。

お使いになるサービスの内容・種類や回数等によって認定が必要か、基本チェックリストだけで大丈夫ですよ、ということになるのかはそれぞれ包括センターの方で御相談を受けて、御案内をいたします。認定の場合ですと今までと同じように認定審査会を経てということになりますが、基本チェックリストは包括センターの職員がチェックをさせていただきます。その項目は国が決めたもので 25 項目あります。国が示す原則的なものは公表されています。吹田市オリジナルのチェックリストについては今まだ調整中ですが、中身自体は公表されていますので、御確認いただくことはできます。以上です。

会長

ありがとうございます。はい、どうぞ。

委員

要するに国の制度としては支援 1・2 というのはなくなるということですよ。それを市町村の方へ移すという理解では違いますか。

事務局

国の制度、全国共通の保険の制度から要支援 1・2 というのが無くなるかと言われると無くなりません。

委員

無くなりませんか？

事務局

それはそれで今まで通り残っていますので、要支援1の認定を今後ともご希望であれば受けていただくことはできますし、認定はあります。ただ、訪問介護と通所介護だけを利用する方だったら、認定を受けなくても簡単な手続きで利用できるようになりますよというのが新しい事業です。

委員

その場合は国ではなしに市町村に移るということ？

事務局

事業の中身について、市町村が主体になって決める事業に移るということです。保険の方だと全国共通の基準で運営されるので、吹田市でも豊中でも同じ内容ですよ、と。

委員

要支援認定は残るわけですね。

事務局

それは残ります。要支援の方の受けられるヘルパーとデイサービスは、来年度から市の事業ということになりますが、吹田市で要支援の方が受けているヘルパーさん、デイサービスが全然違うものになるかと言うとそうではなくて、民間のそれぞれ事業所さんが今までと同様のサービスを提供します。

委員

何かわかったような気もするんですが、厳密には違うのでしょうか。

会長

一般の方が色々考えられていることと、行政の担当者が言っていることとちょっと差があるような気がします

事務局

先ほどの場所の認知症カフェの場所についてですが。

会長

簡単をお願いします。

事務局

場所の確保の御意見の際にありました、住民主体の通いの場を作るようにという国の施策である一般介護予防事業の拡充について、吹田市におきましても支援していく方針でいきたいと思っております。おっしゃる通り場所の確保は非常に難しい課題だと認識しております。吹田市は公民館等々住民さんもお使いいただくハード面については非常に恵まれていると思うんですけど、利用を希望される皆様がたくさんいらっしゃる中で、役所側から言ってもなかなか確保が難しい状況があります。先ほどおっしゃられたように、民間の施設さんの空いているスペースやお時間をお借りするという働きかけは同じでございますが、協力して探していきたいと思っております。

会長

ありがとうございました。

【資料3】報告

会長

ありがとうございました。時間も迫っておりますので、お一方だけ御質問ございませんか。こういった施設に対しては、吹田市さんは規制する権限と監督・調査権限を持つんですね。何年に1回監査が入るんでしょうか。

事務局

実地指導につきましては3年に1回を目途に入らせて頂いております。

委員

ちょっと前に戻るのですが、6ページにあります訪問型介護予防事業の閉じこもり予防、うつ予防訪問件数がゼロ件で前年度もゼロ件で、2年続けてゼロ、ゼロという数字はどうしてなのかと思うんですけども。

事務局

6ページに示しております訪問型介護予防事業は、事業の内容が二次予防事業対象者であり、御自宅に月1回、お体が良くなるため伺わせてくださいというような取り決めをして訪問する事業になります。包括センターでは、御本人、御家族はもちろん、近所の方からとか民生委員さん、福祉委員さんからの相談を受けて閉じこもりになっている方、相談とかは随時受けつ

けさせていただいております、相談があった場合については総合相談ということで訪問し、関係者と連携は取らせていただいております。その数字は総合相談の方で計上しております。結果として、訪問型介護予防事業の利用を希望される方があまりいらっしゃらなかったという結果でございます。

委員

行政に向かって自分から発信しないと支援が届かない、続かないというのはすごく問題だと思っております。あと16ページにありました虐待通報経路なんですけれども、一番多い警察経由の24名の内訳は把握されていますか。数字自体もっとはつきりさせるために警察に誰が通報したかというところをきちんと数字に出して欲しいなと思います。以上です。

会長

ありがとうございます。お時間の関係上、次回の課題ということで、お願いします。その他の連絡はないですか。

事務局

本日はどうもありがとうございました。次回の運営協議会は平成29年の6月に開催を予定しております。委員の皆様方には4月頃に通知させていただきますのでよろしく願いいたします。以上です。

事務局

そうしましたら本日のまとめを簡単に副会長さんの方にお話しいただきます。

副会長

この運営協議会ですけれども、市民委員の方の声というのが一番大事なのだと思います。我々や担当者ではなかなか気づかないことがあります。わかりにくいというのが率直な声だと思います。法改正、制度改正について、市民に向けての説明会を展開して頂きたいと思います。来年度にもこのような話は続いていくと思いますので、また、来年度もよろしく願いしたいと思います。ありがとうございました。

部長

本日はどうも皆さんありがとうございました。会の中でいくつか御指摘をいただきましたけれど、特に横の連携という課題につきましても、今後、色々と検討させていただきたいと思います。今後も委員の皆様方には御協力いただきたいと思います。よろしく願いいたします。本日はどうもありがとうございました。

(終了)